

《第1号議案》

2016年度事業計画・2016年度収支予算、承認の件

I 2016年度事業計画

1 部落問題・人権問題に関する各種の調査研究

一 研究活動の基本方針

(1) 戦後民主主義の危機と研究所の課題

研究所の研究課題を明確化するため、日本および世界の客観的情勢と日本社会が直面する課題を念頭におくことが必要である。

われわれを取りまく世界は、文字どおり世界史的激動が続いている。日本では、「戦後レジームからの脱却」をとたえ、対米従属下で集団的自衛権の行使と改憲路線を進める安倍晋三政権によって、戦後の平和主義と民主主義が危機に直面し、また安倍政権が推進する新自由主義的グローバリゼーション政策によって、貧困・格差がますます拡大し、地域や社会の崩壊が進んでいる。そのなかで戦後民主主義と平和を守り、貧困・格差社会の克服をめざし、人間の尊厳性を擁護するかつてない国民的運動が起こっている。

部落問題研究所は、これまで近代日本における深刻な社会問題としての部落問題の解決に寄与し、同時に日本社会の民主主義の発展に資することをめざし、日本の研究組織のなかで独自の研究・普及活動を展開し、多くの実績をあげてきた。近年は、部落問題が解決過程にあることをふまえ、「人権、地域、これを包含する社会の問題を根本的に捉え、解決する方法と具体的研究を発展させる」ことを基本的方針としてきた。研究所は現在、深刻な財政的困難を抱えているが、これは部落問題が最終的な解決過程にあることの反映でもあるといえよう。そうであればこそ、日本社会が直面する課題をふまえつつ、研究所の新たな存在意義と今日的役割を明確化することがいっそう必要である。

(2) 世界史の激動と日本

アメリカの国際的地位低下のもとで、オバマ政権は米中接近をはかりつつ世界戦略を展開してきたが、アメリカの内外政策は行きづまっている。中東では、アメリカ主導の対テロ戦争のもとで、シリア内戦の激化、ISなど新たなテロ集団の台頭が起こり、大量難民が発生するなど、アメリカの世界戦略の破綻が鮮明になっている。2016年大統領選の予備選挙では、極端な排外主義を唱える共和党のトランプが有力となるいっぽう、民主党では本命のクリントンに対して、「民主的社会主義者」を称して格差是正を唱え、若者の支持を集めたサンダースの善戦が注目される。他方、EUでも、ギリシャ問題に加え、大量の難民受け入れを迫られ、排外主

義が台頭するなど、そのあり方がきびしく問われている。

東アジアでは、安倍政権の軍事大国化路線が平和秩序形成を妨げ、中国の大国主義が地域紛争を惹起し、朝鮮民主主義人民共和国の軍事挑発などが起こるいっぽう、ミャンマーでスーチーが率いるNLDが選挙で勝利し、アセアンの平和的地域共同体の前進などがみられる。沖縄では辺野古基地建設に対する「オール沖縄」のねばりづよく、頑強なたたかひが続き、本土でも連帯の動きが強まっている。

安倍政権が進める軍事的対米従属の深化と新自由主義グローバリゼーション政策は、国連憲章と日本国憲法がめざす世界と日本の発展方向を否定し、戦後日本が生み出した価値ある成果を否定する暴挙であり、日本と世界の人びとの抵抗、反撃を招かざるを得ないといわなければならない。

(3) 日本社会の現状

安倍政権は、2015年、閣議で集団的自衛権行使容認を決定し、違憲の安保関連法を国会で成立させた。立憲主義の否定、違憲の安保法制により日本が参戦する危険性が大きくなった。安倍政権はさらに明文改憲をとまえ、今夏参院選で必要な議席の確保をめざしている。いま、日本の戦後民主主義と平和主義が根底から脅かされている。

こうした事態に対し、昨年、安保法制反対の広汎な市民運動が展開され、野党共闘を期待する世論も高まり、2015年9月に共産党の国民連合政府提案がなされ、2016年2月には参院選へ向けた5野党の共闘が成立した。若者の自覚と立ち上がりが目されるが、18歳選挙権実施の影響にも注目しなければならない。

安倍政権のいわゆるアベノミクスの破綻も明白になった。大企業減税と消費増税、労働法制改悪、社会保障切捨て、原発再稼働、TPP推進などによって、大企業は収益を増大させ、内部留保を増大させたが、内需は伸びず、日本経済の成長は実現せず、ますます格差・貧困が拡大した。大震災の復興生活再建の遅延、ブラック企業の増大、正規労働者減・非正規労働者増大、地域社会の崩壊、少子高齢化などの深刻化がいつそう進んだ。そのなかで多様な要求の社会運動、一点共闘が広がり、反原発闘争、安保法制反対闘争では個人の市民的自覚にもとづく社会運動が広がった。これは、かつての安保闘争でも見られなかったことである。

いっぽう、安倍政権により排他的復古主義と新自由主義的グローバリズムに基づく教育制度・研究体制の改変が進められている。教育委員会制度の改悪、道徳の教科化、教科書検定強化、つくる会系教科書の導入、大学自治の否定、国家・大企業と研究体制の癒着が進んでいる。また、マスメディアの統制と言論弾圧が起こり、ヘイトスピーチが社会問題化している。

(4) 研究所の課題

以上のような世界と日本の激動のなかで、研究所はこれまでの多くの実績を生かしつつ、日本社会が人間の尊厳性を保障する社会へ発展することをめざし、人権、

地域、これを包含する社会の問題について新たな研究を発展させ、その存在意義を示さなければならない。

そのため、各分野ごとに研究課題を明確化し、共同研究を発展させ、成果を発表していかなければならない。

二 各分野ごとの課題

(1) 部落問題の歴史的研究 (主任研究員 塚田孝・竹永三男)

地域における人権・民主主義をめぐる状況や運動の今日的展開をふまえながら、部落問題を前近代から21世紀の現段階までの歴史展開の総過程の中で位置づけるとともに、各時代の全社会構造の中で具体的に把握する研究に取り組む。

1. 歴史研究部門では次の諸点を課題として研究を進める。

①史料に即した通時代的な身分や部落問題などに関する歴史研究と社会運動史研究の成果を受け継ぎ、近代日本の地域社会の変貌と民衆運動を総合的に研究する。

②地域の社会諸関係における前近代からの連続性と断絶性に留意し、近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。

③これらの研究を、前近代、近現代それぞれで取り組みを進める。

1) 前近代では、引き続き、身分的周縁研究と「賤民」身分史研究を推進する。それらを地域社会の構造とその展開との関連において、また、身分(制)社会全体の構造のなかで究明する。また、国際的視野での比較史的な研究に取り組む。

2) 近現代では、引き続き近現代日本の人権と民主主義の歴史的展開とその特質を明らかにすることを軸に地域史の再構成をめざす。身分遺制の問題に加え、ハンセン病問題や「行き倒れ」など近現代日本の人権問題とそれに関連する社会運動などの諸問題を歴史的に解明する研究に取り組む。

2. 科学研究費助成事業による研究を、上記方針を具体的に発展させる中で推進する。

①研究期間の最終年度を迎えた科研費研究「近代日本における地域社会の変貌と民衆運動に関する総合的研究」(研究代表者・廣川禎秀、基盤研究(B)2012～16年度)で、近代日本における地域社会の構造的変貌と民衆運動の多様な展開を、その相互関係を重視して総合的・長期的・実証的にとらえる研究を進める。

②2015年度から開始した新たな科研費研究「行き倒れに関する国際的比較地域史研究—移動する弱者の社会的救済・行政的対応の研究」(研究代表者・藤本清二郎、基盤研究(B)2015～2017年度)で、近世から戦後現段階を通して、また日本・中国・朝鮮・イギリス・アメリカの比較により、主題に関する研究を進める。

③科研費研究「戦後教員組合運動の地域社会史的研究—大教組所蔵文書の史料論的検討を通じて—」(研究代表者・坂井田徹、基盤研究(C)2014～16年度)を、上記方針と有機的に連繋して進める。

3. 研究会の開催と研究成果の発表については、以上の研究を進めるため、歴史研究会を計画的に開催するとともに、合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係も強め、その成果を『部落問題研究』誌及び第54回部落問題研究者全国集会などに反映させる。

(2) 現代部落問題論・人権論の研究 (主任研究員 奥山峰夫)

今日、日本国憲法の定める平和的生存権をはじめ諸権利が危機に直面しており、社会権(生存権、教育を受ける権利、労働権)もますます縮減、空洞化する傾向が著しい。地方自治体レベルでも、地方「行革」で教育、文化、福祉、医療などを削減する一方、

「人権行政」「人権施策」の名で事実上の同和行政を継続させるとともに、人権を単に個人（私人）相互間の意識の問題として「人権啓発」に集約する傾向も見られる。また、事実・実態を無視ないし軽視して「部落差別」が「隠然と、根強く存在する」という一面的な議論もみられる。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる。

1) 特別法にもとづく同和行政の実施を経て、実態調査資料等の存在する一定の地域をとりあげ、その後の変化と今日の地域の課題を探りたい。

2) 2000年の人権教育・啓発推進法以降、「人権行政の推進」「人権文化のまちづくり」のためなどとして、「人権問題意識調査」がいくつもの地方自治体によって実施されている。これらの調査には、社会権に関する問題はほぼ視野に入っておらず、そのため今日の地域社会に生きる人々の直面する人権課題を鮮明にするものとはなりえず、人権教育・啓発推進法に規定されて人権を人々の意識の問題に矮小化する傾向が見られる。これらを批判的に検討する。

3) 人権擁護のあり方について、2003年に廃案となった人権擁護法案、その枠組みを引き継いだ人権委員会設置法案などについて批判的検討を行なう。あわせて、現行の人権擁護制度の役割と問題点（限界）を検討する。これらを通して、そもそも人権擁護、人権侵害を救済するとはどういうことなのか原理的考察を加える。

4) ヘイトスピーチ問題について、そのよって来たところを追究しつつ、法的規制の議論について「部落差別の法規制」も念頭におきながら検討してゆく。

5) 地域における人権諸課題—貧困、福祉、介護、医療、ハンセン病問題など—について取り組む。

(3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究（主任研究員 梅田修）

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会」は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表する（2008年3月）とともに、小学校・中学校・高校を対象にした「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」を公表した—第一次（2009年10月）、第二次（2013年10月）。これらを契機にして、人権教育の指導方法が人権教育施策として具体化される状況がすすんでいる。これと軌を一にして、安倍政権による「教育改革」が強引に推進されてきている。また、2016年度に18歳選挙権が実現したことから、高校生の政治教育と政治活動の自由の問題が焦点に浮上してきている。

こうした状況をふまえ、次の研究課題を設定する。

1) 子どもの人権と教育実践の研究をすすめる。

国・自治体の人権教育施策を批判的に検討するとともに、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究を積極的にすすめる。

2) 人権を国民相互間の問題に矮小化し、もっぱら国民の意識を問題にする「人権啓発」を批判し、地域における自主的な人権学習のあり方を検討する

3) 教育委員会制度の改悪、道徳の「教科」化、教科書の「国定」化、政治教育の制約など、安倍政権の強引な「教育改革」を批判的に検討する。

4) 科学研究費研究「人権教育における教育実践の構造に関する実証的研究」（研究代表者・梅田修、基盤研究（C）2014～2016年度）による研究のまとめを行う。

(4) 人権に関わる文芸の研究 (主任研究員 秦重雄)

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて部落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるに当たり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根強い」言説の打破、差別克服にあたっての文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して問題点を総合的・科学的に究明してゆく。

とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続してゆく。

なお、研究の指針は、従来通り、次の4点とする。

1) 文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。

2) 文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。

3) 文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。

4) 以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。『部落問題研究』などの誌上で読書界に提供してゆく。

部落問題研究者全国集会については、「思想・文化」分科会の運営を従来通り、文芸研究会が担当する。

2 創立60周年記念事業「部落問題の解決過程に関する研究」についての事業

(1) 共同研究実施の意義

共同研究を実施する意義は、「なお多くの課題を残しているとは言え、封建的身分の残滓である部落問題が基本的に解決したと言い得る段階に達したと考えられ」る今日、部落問題研究所が、創立60周年にあたり、「部落問題の解決を日本国民が達成した歴史的事実として解明」し、「この事実を生み出した歴史的諸条件を分析し、総括する」ことにある。

(2) 研究成果の刊行

『部落問題解決過程の研究』第1巻(歴史篇)

『部落問題解決過程の研究』第2巻(教育・思想文化篇)

『部落問題解決過程の研究』第3巻(現状分析・理論篇、資料篇Ⅰ)

『部落問題解決過程の研究』第4巻(資料篇Ⅱ)

『部落問題解決過程の研究』第5巻(年表篇)

(3) 第1巻・第2巻・第3巻・第4巻に続き、2016年度は第5巻(年表篇)を刊行する。

3 関係資料の収集・保存・整備及び資料紹介に関する事業

(1) 部落問題・人権問題関係資料の収集

歴史、現状、運動、行政、人権、教育、文芸等の分野に関する関係資料の収集を積極的におこなう。

(2) 資料室の整備・充実

第2資料室（閉架式）開設のため、引き続き寄贈図書について整理し、目録作成を進める。視聴覚教材・マイクロフィルム資料の目録を点検・整理する。さらに、所蔵資料のより一層の利用促進をはかる。

(3) 研究図書資料の収集

研究図書資料の収集をおこなう。

(4) 関係資料の紹介

『人権と部落問題』『部落問題研究』『会報』において関係資料の紹介をおこなう。

4 関係図書の編集・刊行に関する事業

(1) 『人権と部落問題』（月刊）を毎月2300部、増刊号2冊をふくめて年14回を編集・刊行する。

(2) 紀要『部落問題研究』（季刊）を各800部、年4回編集・刊行する。このうち、1冊は第53回部落問題研究者全国集会の報告書として編集・刊行する。

(3) 関係図書の編集と刊行

部落問題研究所編『部落問題解決過程の研究』第5巻（年表篇）
越野章史『市民のための道徳教育—民主主義を支える道徳の探求』

5 講習会・講演会・研究会の開催及び講師の斡旋に関する事業

(1) 研究会の開催

各分野ごとに研究会を定例的におこなう。

(2) 第54回部落問題研究者全国集会の開催

2016年10月22日（土）～23日（日）の両日、京都市内で開催する。

(3) 『夜明け前』輪読会の開催

2014～2015年度に続いて、毎月第1日曜日を原則に開催する。

6 目的を同じくする各種機関・団体との連絡・協力

全国各地で活動している研究機関・研究会などと連絡を密にして、研究・調査・学習などの事業について、協力関係を発展させていく。

7 役員会等の開催

(1) 総会

定時総会を2016年5月に開催する。臨時総会を2016年度末に開催する。

(2) 役員会

1) 理事会を定期的に開催し、研究所の事業の運営について審議する。

2) 研究所の業務執行状況、財産状況について、監事による監査をおこなう。

(3) 委員会

編集委員会・研究委員会を定期的に開催し、所管の事項を審議する。

(4) 所内会議

必要に応じて所内会議を開催し、事業の運営について審議する。

(5) 将来検討委員会の設置

将来検討委員会を設置し、将来の部落問題研究所のあり方の検討を早急に行う。

8 会員・定期購読者・書籍頒布の拡大及び募金活動

(1) 会員の拡大

会員の協力を得て、会員の拡大に積極的に取り組む。

(2) 定期購読者の拡大

会員の協力を得て、『人権と部落問題』『部落問題研究』の定期購読者の拡大に積極的に取り組む。

(3) 書籍頒布の拡大

会員の協力を得て、書籍頒布の拡大に積極的に取り組む。

(4) 募金活動

2015年度から取り組んでいる募金活動を継続して追求する。

Ⅱ 2016年度収支予算表

(別紙参照)

《第2号議案》

公益社団法人部落問題研究所の事業・所内体制再編の将来方向

公益社団法人部落問題研究所は、第1号議案でも示したとおり、財政運営上、きびしい状況におかれている。

一方、公益社団法人としては、公益性を担保する事業として、

- ①部落問題を中心とした学術研究を推進すること、
 - ②その成果を機関誌『人権と部落問題』（月刊及び増刊号）、研究紀要『部落問題研究』（季刊）等で社会的に公表すること、
 - ③研究を組織し推進する場として、部落問題研究者全国集会（年1回）・各分野の研究例会を開催すること、
 - ④資料の一般公開や閲覧サービスを広く提供すること
- などを掲げている。

限られた財政事情の中で、また、公益社団法人としての要件を関係法令を遵守して進めるためには、現在の事業内容を点検・整理し、財政状況に見合ったものとする必要がある。

このことは、理事会を中心に研究委員会と所内会議で検討することともに、広く会員の意見を取り入れて検討することが必要である。

以上の見地から、第1号議案で設置を提案した「将来検討委員会」において、部落問題研究所の事業・所内体制再編の将来方向の原案を策定することとする。

この委員会は、以下に掲げた理事・監事全員・部落問題研究所職員代表とともに、広く会員の意見を反映するために会員代表を加えて構成し、2016年4月末を目処として答申を理事会に提出する。理事会はこの答申をもとに「公益社団法人部落問題研究所の事業・所内体制再編の将来方向」を作成して2016年5月に開催する公益社団法人部落問題研究所総会に議案として提出することとする。

将来検討委員会委員氏名

理事	成澤榮壽（理事長）・梅田修・梅本哲世・尾川昌法・奥山峰夫・木全久子・竹永三男・西尾泰広・廣川禎秀
監事	石倉康次・石田暁・川嶋重信・村上博光
職員代表	井出国夫
会員代表	小村和義・鈴木元・村上保